

# モンゴル出張報告

## ～現地ワークショップの開催と今後の支援の方向性～

国際協力部教官

後藤 圭介

### 第1 はじめに

2024年1月15日（月）から同月20日（土）までの間、内藤晋太郎国際協力部（以下「ICD」という。）部長（当時）、飯澤聖愛国際専門官（当時）及び当職は、サランゲレル・バトバヤル九州大学法学府・モンゴル国弁護士（以下「バトバヤル氏」と呼ぶ。）と共に、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）に出張した。

本出張の主な目的は、モンゴル国立法律研究所（National Legal Institute、以下「NLI」という。）における児童に対する犯罪に関するワークショップの開催、ICDによるモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等であった。

本稿では、これらの概要を紹介する。

### 第2 NLIにおける児童に対する犯罪に関するワークショップの開催について

#### 1 NLIとのワークショップ開催に至る経緯等<sup>1</sup>

NLIは、モンゴル法務・内務省の一機関として、法律実務家等に対する研修や国民に対する法情報の提供のほか、犯罪白書の編纂等を行っている。

法務省法務総合研究所は、2021年8月、NLIとの間で、協力覚書（Memorandum of Cooperation、以下「MOC」という。）を締結し、「意見交換、情報提供、セミナーや共同研究の実施、相互訪問その他の活動により、法・司法分野での人材育成のための協力関係を推進する」ことが合意され、以後、2021年10月、2022年2月、2023年10月にオンライン又は対面でのワークショップを開催してきた。

そして、本出張では、NLIの会議室において、NLI職員等約30名が出席する中で、第4回のワークショップを開催した。

#### 2 第4回ワークショップの概要

今回のワークショップのテーマは、「児童に対する犯罪」であり、冒頭エルデン・オンダラフ・フレルバータルNLI所長及び内藤晋太郎ICD部長による挨拶が行われ、引き続いて、日本・モンゴルにおける児童犯罪に関する発表を行うとともに、質疑応答を行った。

<sup>1</sup> NLIの業務内容、NLIとのMOC締結に至る経緯や過去のワークショップの概要等については、河野龍三「モンゴルNLIとのオンライン・ワークショップ（～MOCに基づく活動の一環として～）」ICD NEWS第89号（2021年12月号）113頁以下、庄地美菜子「モンゴルにおける現地セミナーの開催について」ICD NEWS第94号（2023年3月号）95頁以下を参照されたい。

日本側からは、当職において、児童犯罪のうち、主に性犯罪に絞って、2017年改正前の刑法、2017年改正後の刑法、2023年改正後の刑法の内容等について発表した。2023年改正後の刑法については、改正の経緯のほか、同改正と同時に行われた刑事訴訟法の改正にも言及した。

発表後の質疑応答では、様々な質問が出たが、中でも、いわゆる性交同意年齢を16歳未満に引き上げた上で、13歳以上16歳未満の者に対する性的行為の場合に相手方が5歳以上年長の場合を処罰対象とすることとした点についての質問があり、2023年改正に関する説明を行ったところ、モンゴルにおいても、いわゆる性交同意年齢に関する検討が行われていたことから、非常に参考になった旨の発言がなされた。

また、モンゴル側からは、オンダラフNLI所長から、モンゴルにおける児童に対する犯罪に関する法改正について発表がなされた後、ブヤンバットNLI主任研究員及びエンクフスレンNLI主任研究員から、モンゴルにおける児童犯罪の現状と予防についての発表、モンゴル警察庁捜査部児童犯罪係アマルザヤ上級将校から、児童犯罪に対する捜査についての発表がなされた。

オンダラフ所長からは、モンゴル刑法が2023年12月7日に改正され、未成年者に対する強姦罪の有期懲役刑の上限の引上げ（20年から25年に引上げ）に関する改正、性的虐待等の被害者が18歳未満の場合は、被害者が18歳に達する日まで公訴時効が停止する旨の改正や、児童に対する殺人、性的虐待、誘拐等の罪を犯した受刑者については、原則として仮釈放を認めない旨の改正等のほか、児童に対する犯罪を審理する特別裁判所の設置を検討していること、刑罰を重くするだけでなく、犯罪予防にも力を入れていく必要があることなどについても発表がなされた。

続いて、ブヤンバット主任研究員及びエンクフスレン主任研究員から、モンゴルにおいて近時社会的耳目を集めた児童に対する犯罪のほか、ドイツ等の他国の法制度の比較検討結果の発表、児童保護法を含む児童に対する犯罪の防止に関する各種法律に関する発表等がなされた。

最後に、アマルザヤ上級将校から、児童に対する犯罪の捜査の実情として、例えばモンゴルは人口が少ないため、被害者の特定が比較的容易であり、被害者保護の観点から、秘密保持を特に重視している旨の発表がなされた。

その後の全体の質疑応答において、モンゴル労働福祉省から出席した参加者から、児童保護法の改正に関する情報提供がなされたほか、いわゆる性交同意年齢に関連して、被害者が15歳であった場合に、性交に同意した際の処罰の有無等についての質問がなされるなど、参加者は一様にそれぞれの発表について高い関心を示していた。



【ワークショップの様子】



【ワークショップ参加者による集合写真】

### 第3 ICDによるモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等

#### 1 ICDによる商法典起草支援の経緯やこれまでの状況

モンゴルでは、民法典の中に商取引分野の規定があるだけで、独立した商法典が制定されていないが、投資家等関係者の予見可能性を高めるとともに取引の円滑化や安全性を確保することを目的として、商法典を制定する予定であり、ICDは、2018年から、モンゴル法務・内務省職員、モンゴル最高裁判所裁判官、モンゴル国立大学教授及びモンゴル弁護士を招へいし、モンゴルにおける商法典起草のための共同研究を実施しており<sup>2</sup>、コロナ禍による中断期間があったものの、2023年9月に第3回共同研究を実施した。

本出張では、法務・内務省等の商法典起草に関する関係諸機関を訪問し、今後の商法典を含む各種法案の起草改正支援の方向性等を協議した。

#### 2 第3回共同研究の概要

- (1) 上記のとおり、モンゴルでは、商法典の制定を予定しているところであるが、商法典の制定に加え、消費者保護に関する法整備を検討している。

すなわち、モンゴルでは、現在、民法典に規定されている定型約款に関する規定により消費者保護を図る制度となっているものの、同規定は消費者保護に特化した規定ではなく、消費者保護の規定が十分に整備されているとは言い難い状況にあるとのことである。

これに関し、モンゴルでは、将来的に、商人間、商人（事業者）と消費者間、消費者間のそれぞれの関係について、商法、消費者保護法、民法でそれぞれ規律することを想定しており、モンゴル側としては、商法に関する知見の共有に加えて、日本における消費者保護に関する知見を深めることを希望していた。

そこで、第3回共同研究では、これらの背景事情を踏まえ、商法だけでなく、消費者保護もテーマとした。

- (2) 第3回共同研究では、上記テーマを踏まえ、最初にモンゴルにおいて起草中の商法草案に関する概要の発表が行われ、その後、日本の商法に関する講義及び日本の消費者保護に関する講義を実施し、さらに消費者庁を訪問するなどしたが、ここでは商法及び消費者保護に関する講義の概要について紹介する。

ア 商法に関する講義は、徳本穰九州大学大学院法学研究院教授による「商取引の安全等」の講義を実施した。

徳本教授は、日本における商法の地位や日本における企業法論と企業について説明した後、禁反言則と権利外観法理、商業使用人、名板貸し、商業登記等の商取引の安全等に関する分野について講義していただいた。商業使用人について

<sup>2</sup> 当部における商法典起草支援の経緯やこれまでの共同研究については、廣田桂「商法シンポジウム参加及び現地調査（商法制定、家庭裁判所）」ICD NEWS第73号（2017年12月号）147頁以下、小島麻友子「平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）」ICD NEWS第77号（2018年12月号）208頁以下、同「令和元年度モンゴル国共同研究（商取引法関連第2回）」（ICD NEWS第81号（2019年12月号）163頁以下、河野隆三「モンゴル・商法に関するオンラインセミナー（～商法起草支援の一環として～）」（ICD NEWS第88号（2021年9月号）175頁以下を参照されたい。

は、仮設事例に沿って分かりやすく説明していただいた。講義の後の質疑応答では、モンゴル側からだけでなく、日本側からも、モンゴルにおいて起草中の商法典の上記各分野に関する各条項に関する質問が多く寄せられた。

イ 消費者保護に関する講義では、松本恒雄一橋大学名誉教授による「日本における消費者法の概要」の講義を実施した。

松本教授は、消費者問題と政府の対応、消費者法の構造、民法・商法と消費者法の関係等について講義していただいた。講義の質疑応答では、様々な質問が出たが、消費者庁設立の経緯や日本における消費者団体訴訟制度に関する質問が複数なされるなど、我が国における消費者保護制度に関する強い関心が見られた。

### 3 本出張時のモンゴル商法典起草支援に関する関係諸機関との協議等

(1) 本出張では、法務・内務省、最高裁判所、モンゴル国立大学等の関係諸機関を訪問し、商法典起草に関する協議を行ったが、ここでは、法務・内務省における協議の内容について紹介する。

法務内務省では、午前はバヤルサイロン・ソロンゴ副大臣、午後は商法典起草WGメンバー等と面会し、商法典起草を含む私法分野の起草改正に関する協議を行った。

#### ア 法務内務省副大臣表敬訪問

ソロンゴ副大臣からは、1990年代に計画経済から市場経済に体制移行したモンゴルにおける、法司法分野を含む我が国の多大な協力で謝意が示された。その後、商法典の制定の必要性が生じ、これまでICDの協力を受けながら商法典の草案を作成していたが、草案が完成したことから、閣僚会議での議論を経て承認を得て、国会に提出して制定を目指すとの今後の見通しが示された。

その他、ソロンゴ副大臣から、日本による法整備支援の一環として、教育分野への支援があり、モンゴル国立大学の教授等、数多くの人材が日本に留学して日本法の教育を受けたことがモンゴルの法整備に役立っており、今後も日本で教育を受けた人材が、モンゴルの法整備に貢献してくれることを期待しているとの見解が示された。

#### イ 商法典起草WGメンバーとの打合せ

第3回共同研究に参加したWGメンバーと打合せを行い、第3回共同研究を踏まえて作成した商法典の草案について、次の通常国会での制定を目指していることなどの見通しが示された。



【ソロンゴー法務・内務副大臣表敬訪問】



【最高裁判所表敬訪問】



【モンゴル国立大学訪問】

#### 第4 今後のワークショップや商法典起草支援の方向性について

##### 1 NLIとのワークショップについて

実際に講義を実施した印象として、モンゴルでは、児童に対する犯罪の厳罰化や、被害者保護に取り組んでいる一方で、犯罪予防にも力を入れており、これらを達成するために他国の法制度との比較研究を重ねていることが感じ取れた。また、オンダラフ所長から、日本の少年院等の少年矯正施設訪問の希望が示されるなど、加害者の更生にも高い関心を示された。この点に関し、これまでICDでは、第3回ワークショップにおいて少年犯罪をテーマに講義を行ったほか、2022年2月には、モンゴルとウズベキスタンの司法関係者を招へいして司法統計に関する共同研究を実施してきたが、今後も、NLI側のニーズを十分に確認しながら、これらの分野に関する共同研究やワークショップ等を実施していくほか、NLI関係者による日本の少年院等の視察等も検討したい。

##### 2 商法典起草支援について

ソロンゴ副大臣を含む今回訪問した法務内務省の関係者によると、早ければ今春の国会で制定されるとのことであり、今後の活動については、商法典の制定・施行を見据えた実務での運用等が課題となると思われるものの、法務内務省からは、今後会社法や民事訴訟法等の改正に対する支援の希望もあり、当方のリソースを踏まえ、どの分野に対する協力を行っていくのが適切であるのかについて慎重に判断する必要がある。

あるものと思料する。そこで、今後は、法務内務省やモンゴル国立大学と協議をしながら、モンゴル側のニーズを踏まえ対応していく必要がある<sup>3</sup>。

## 第5 おわりに

本主張では、N L I のオンダラフ所長やモンゴル国立大学のアマルサナー・バトボルド法学部長等のモンゴルの方々には非常にお世話になった。特にバトバヤル氏には、各訪問先に同行して通訳を含め、全面的にサポートしていただいた。

今後のモンゴルに対する法整備支援には、バトバヤル氏を始め、モンゴル側の関係諸機関の関係者の協力が必要不可欠であることから、今後も関係諸機関とは密に連絡を取り合いながらワークショップの開催や各種支援を続けていきたい。

---

<sup>3</sup> なお、2024年7月時点では、商法典が制定されたとの情報はなく、次回の国会での制定が見込まれる。